越前町景観計画のあらまし

越前町らしい良好な景観まちづくりのために

○越前町景観計画とは

「景観計画」とは、**景観まちづくり**を進めるための計画です。

越前海岸や丹生山地、里山に囲まれた宮崎盆地・織田盆地、広がりのある福井平野などの多様な地形による多彩な「自然景観」、悠久の歴史を感じることができる古墳や史跡、“越前水仙”や“越前焼”の産地など人々の暮らしの営みと共に育まれてきた「文化的景観※」、住民の皆さんに慣れ親しまれている「身近な景観」など、長い時間の流れの中で受け継がれてきた、越前町らしさを感じられる**良好な景観**を守り育てるとともに、住民が愛着と誇りを持って暮らせるまち、大勢の人々が訪れるまちを目指す景観まちづくりを、住民と行政が一丸となって進めるため、『越前町景観計画』を策定しました。

※　文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第１項第五号より）

○越前町景観計画区域とは

汀線から１kmの範囲内の**地先公有水面を含め越前町全域**を『景観計画区域（一般地区）』に指定します。

『景観計画区域』のうち、特に地域の特性を活かした景観形成を進める地区については、景観形成の状況や景観に関わる住民活動等の進捗や充実度に応じて『景観形成地区』に指定し、積極的に景観まちづくり活動を支援するとともに、より充実した景観誘導を図ります。

○景観まちづくりの基本理念

豊かな 海(み) 土(ど) 里(り) に育まれた
地域の風土が織りなす、美しい景観まちづくり

○基本目標

自然	**多様な地形の魅力を活かした、美しく豊かな自然と調和するまち** ・海から平野まで、特徴のある地形に由来する個性豊かな自然との調和を大切にし、次世代に継承します。
歴史	**悠久の歴史に育まれた、文化と伝統が息づくまち** ・いにしえからの大陸との交流で得られた文化や技術を取り入れながら、この地で育まれた歴史・文化を大切にし、次世代に継承します。
まちなみ	**地域の個性を活かした、誇りと愛着を持てるまち** ・周辺の自然環境と調和した市街地や集落の景観、個性ある施設景観を活かし、地域の景観に誇りと愛着を育むとともに、魅力と活力のある景観まちづくりを進めます。
いとなみ	**地域で受け継がれてきた、暮らしのいとなみが感じられるまち** ・水仙畑、越前がにをゆでる湯煙の様子、漁火、越前焼の工房や越前瓦の工場の風景など、古くからの暮らしのなりわいに由来する個性豊かな景観を大切にします。
はぐくみ	**良好な景観まちづくりの担い手を、未来永劫育むまち** ・住民、行政ほか地域に関わるすべての人々の「良好な景観」への意識を高めるとともに共有し、協働で景観まちづくりに取り組みます。 ・三世代居住が多い地域性など、まちの特性を活かし、住民主体の景観まちづくりを担う次世代の人材を着実に育みます。

○地区別景観形成方針

朝日地区		泰澄大師の足跡など、越知山にまつわる多様な歴史や太古からの伝統・文化が、ゆとりと利便性を併せ持つ住みよい環境に融合する景観まちづくり
宮崎地区		越前焼の産地景観と切妻・白壁に代表される伝統的な家並、里山の豊かな自然とが調和した景観まちづくり
越前地区		越前水仙や荒波絶景など、四季折々の表情豊かな越前海岸に息づく人々の生業が魅せる漁業と観光の景観まちづくり
織田地区		太鼓の響く鎮守の森、越前二の宮・劔神社が鎮座する、丹生山地の豊かな自然に抱かれた歴史と伝統文化が感じられる景観まちづくり

○建築行為等における規制・誘導のしくみ －行為の制限に関する事項－

景観計画では、町内で行われる建築物の建築などの際には、**景観まちづくりの基本理念や基本目標、景観形成方針を遵守**することを求めています。さらに、規模の大きな建築物など、景観に対する影響の大きいものに対しては、**届出制度**を活用し、**景観形成基準**に基づく助言・指導等を行うことで、良好な景観形成への規制誘導を行っていきます。

届出対象とならない建築行為等についても、景観形成方針、景観形成基準を踏まえて行うことにより良好な景観の形成に努めていくものとします。

＜届出・審査の流れ＞

越前町景観計画に関わる届出の流れは、次のとおりです。

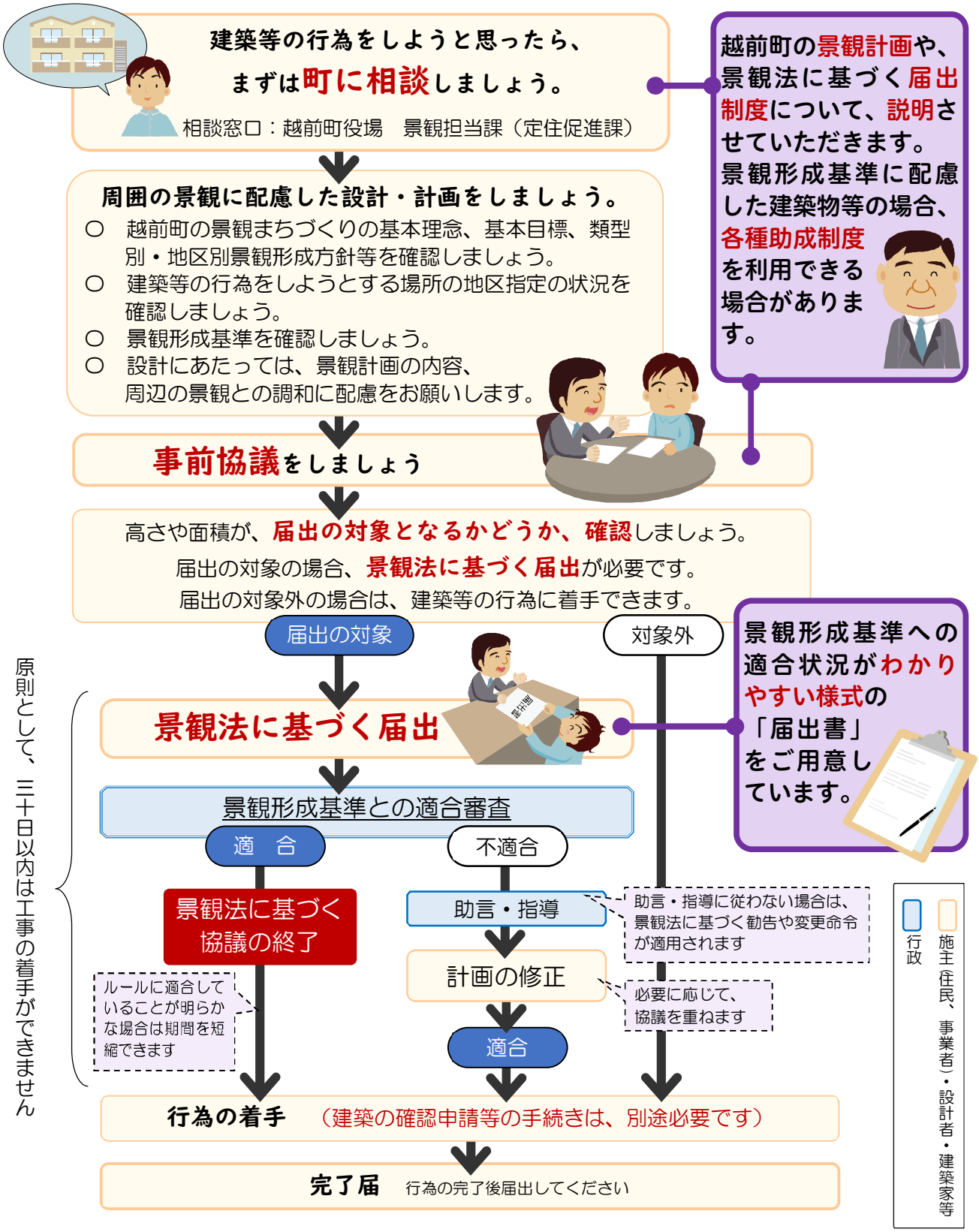

○一般地区における届出対象行為

景観形成に影響を与える「届出対象行為」を行う際には、事前に町への届出が必要です。

届出の対象とならない行為であっても、景観計画の内容、地域の景観との調和に配慮をお願いします。

1）建築物

届出の対象となる行為	
新築	◆延べ面積が300㎡を超えるもの ◆地盤面からの高さが 10mを超えるもの ◆深夜（0時～4時）において、恒常的に照明を点灯するもの（防犯上必要なものを除きます） ◆土地利用目的が一体と認められる、若しくは用途上又は形態上不可分の関係にある2以上の建築物については、当該延べ面積の合計が300㎡を超えるもの ◇二階建て以下の木造の戸建て住宅※1のときを除きます 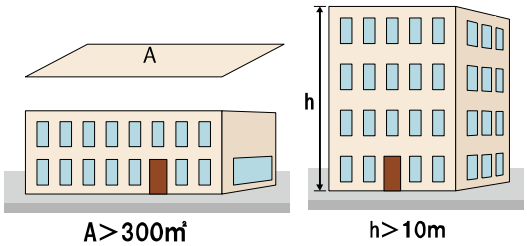
増築、改築又は移転	◆増築にあっては、既存建築物との延べ面積の合計が300㎡を超えるもの ◆増築又は改築により新たに地盤面からの高さが10mを超えるもの。 ◇二階建て以下の木造の戸建て住宅※1で、原則として既存の建築物と同種の構造のとき、行為部分の床面積が10㎡以下かつ行為後の建築物の高さが5m以下のときを除きます
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	◆上記の届出対象の建築物の外観の過半（建築物の屋根面の1/2を超えるもの又は外壁の見付面積※2の1/4を超えるもの）を変更するもの ◇二階建て以下の木造の戸建て住宅※1のとき、行為部分の面積が10㎡以下のときを除きます

2）工作物

届出の対象となる行為	
プラント類※3その他これらに類するものの新築、増築、改築若しくは移転	◆築造面積が300㎡を超えるもの ◆地盤面からの高さが 10mを超えるもの（当該工作物が建築物と一体になって設置される場合は、当該建築物との合計の高さ） ◆深夜（0時～4時）において、恒常的に照明を点灯するもの（防犯上必要なものを除きます）
太陽光発電設備等※4の新築、増築、改築若しくは移転	◆地盤面からの高さが3m以上のもの ◆建築物と一体となっている場合や、建築物の屋上に設ける場合は、建築物との高さの合計が10mを超えるもの ◆モジュール※5面積が300㎡以上のもの
煙突、柱類その他これらに類するもの、電気供給、電気通信等の用途に供するもの、風力発電設備の新築、増築、改築若しくは移転	◆地盤面からの高さが10mを超えるもの ◇電柱を除きます
塀・柵類その他これらに類するもの	◆補強コンクリートブロック造など、遮へい性の高い塀の場合は、高さが1.5mを超え、かつ1辺の長さが30mを超えるもの ◆視認性の高い塀・柵類その他これらに類するものの場合は、高さが2mを超え、かつ1辺の長さが30mを超えるもの ◇生垣を除きます
外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	◆上記の届出対象の工作物の外観の過半を変更するもの

※1　店舗併用住宅の場合は、届出の対象となります。
※2　見付面積：けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積をいいます。
※3　プラント類：生産設備の類。大型機械などのことをいいます。
※4　太陽光発電設備等：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「建築物」の「外観変更」に該当します。
※5　モジュール：太陽電池モジュール・ソーラーパネルのことをいいます。

※その他の届出が必要な行為については、『越前町景観計画』や、『越前町景観計画ガイドライン』をご確認ください。

○一般地区における景観形成基準

本計画では、良好な景観の形成を図るために、

景観を守るためのルール（景観形成基準）と、

より良い景観まちづくりのためのルール（景観推奨基準）の２種類の基準を設定しています。

届出を受け付ける際、「景観形成基準」と「景観推奨基準」に適合するように指導することで、良好な景観の形成への誘導を図っていきます。

【景観形成基準の種類】

①敷地内における位置
沿道や敷地の境界線と建築物等の配置に関する基準

②-1 外観（形態・意匠）
屋根の形など、建築物等の形態やデザインに関する基準

②-2 外観（色彩・素材）
屋根や外壁の色彩や、建築物等に用いられる素材に関する基準

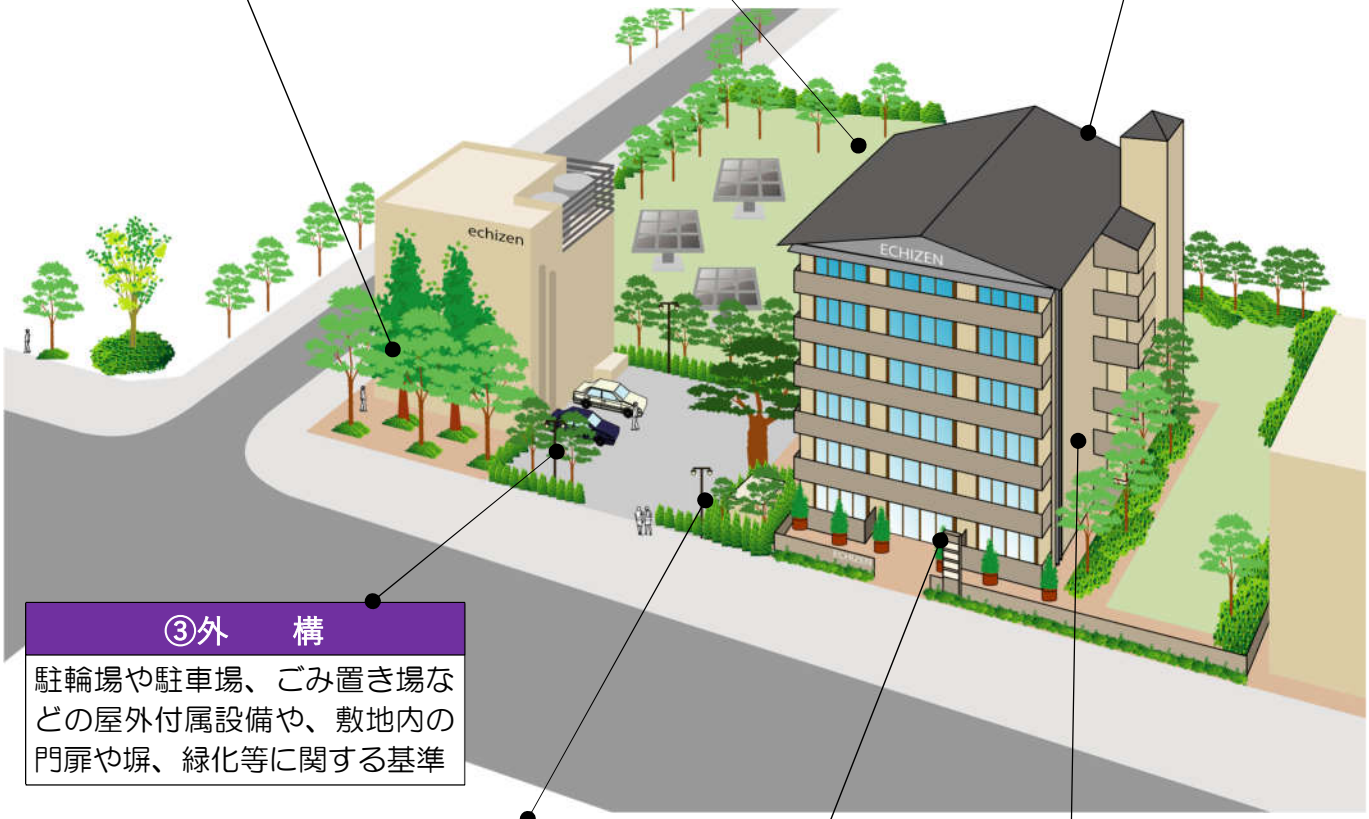

③外　　構
駐輪場や駐車場、ごみ置き場などの屋外付属設備や、敷地内の門扉や塀、緑化等に関する基準

④照明設備
照明設備に関する基準

⑤屋外広告物
屋外広告物に関する基準

②-3 外観（付帯施設）
屋外の非常階段や配管設備、建築物に付属する太陽光発電設備、室外機等に関する基準

沿道等の公共空間から、容易に望見できる箇所について、周囲の景観への配慮を求めます

※ □は、変更命令の対象（届出の対象となる建築物又は工作物の外観などが景観形成基準に適合しない場合には、設計の変更その他の必要な措置をとるよう、命令される場合があります。なお、建築物又は工作物の高さ等は変更命令の対象になりません。）

【景観形成基準の概要（建築物・工作物に関するもの）】

建築物・工作物の共通基準

◆建築等の行為を行おうとする場所の景観類型や、地区・地形の特性、周辺の土地利用や地域のまちづくりの方向を踏まえ、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態や意匠とすること。

◆本町の良好な景観は、現在及び将来にわたる住民共通の資産であるという認識のもと、建築物等の形態や意匠、色彩、素材などに十分配慮し、周辺景観との調和を図ること。

◆行為を行う場所の周辺（近景※）だけでなく、展望台や洋上、主要な道路や公園等からの、中景※・遠景※の良好な眺望景観の維持・保全に配慮すること。

※　近景・中景・遠景：近景は視点場からおよそ 400m 以内、中景はおよそ 2.5km 以内、遠景はそれ以遠を対象とする景観のことをいいます。

建築物の新築、増築、改築若しくは移転に関する基準

○：景観形成基準　◎：景観推奨基準

① 敷地内における位置

○周辺の良好な**景観への見通しを確保できる**配置とする

○沿道に面した敷地境界部には、**積極的に修景・緑化**する

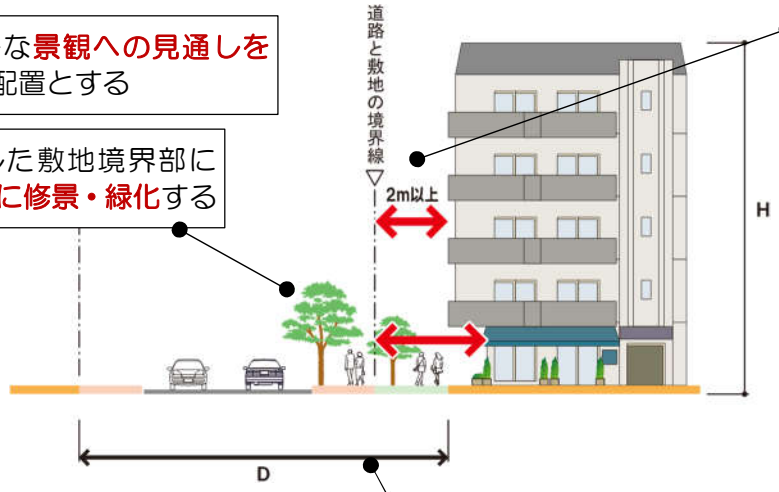

○**できるだけ後退**し、**ゆとりを持たせた配置**とする

◎**原則として敷地境界から２m以上後退**させる

○**家並みの連続性**に配慮する

連続性のある家並み

◎沿道建築物の高さ（H）と前面の空間の幅（D）との比が、１以上とする

②-1 外観（形態・意匠）

○周囲から突出しない、**調和のとれた高さ**とする

○**周囲に圧迫感を与えない**よう、外壁や開口部等の意匠を工夫する

○周辺環境と調和した**まとまりのある意匠（デザイン）**とする

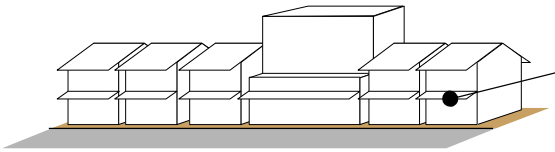

○**軒や庇の出や高さに統一感**をもたせる

◎周辺に伝統的な様式の建築物がある箇所では、切妻の勾配屋根や白漆喰の真壁などの、**周辺に古くからある建築物等の意匠を活かす**

勾配のある銀ねず色の越前瓦葺とした建物

②-2 外観（色彩・素材）

○周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる

宮崎地区のハナミズキ通りで多用されている「炎をくぐった土の色」

○けばけばしい色彩の組み合わせを避ける

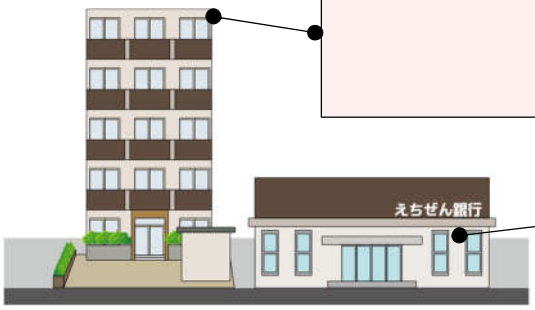

○バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する

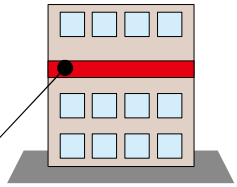

○冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える素材の使用は必要最小限とする

○年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める

○彩度の高い色彩を用いる場合は、外壁、屋根等の見付面積の１/10 以下とする

②-3 外観（付帯施設）室外機・外付け階段・太陽光発電設備・給水設備・アンテナ等

○給水設備やアンテナ、太陽光発電設備など、屋上に設ける設備は、道路等など公共の空間からできるだけ見えにくい位置に設置する
○やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいする

ルーバーにより遮へいされた屋上設備

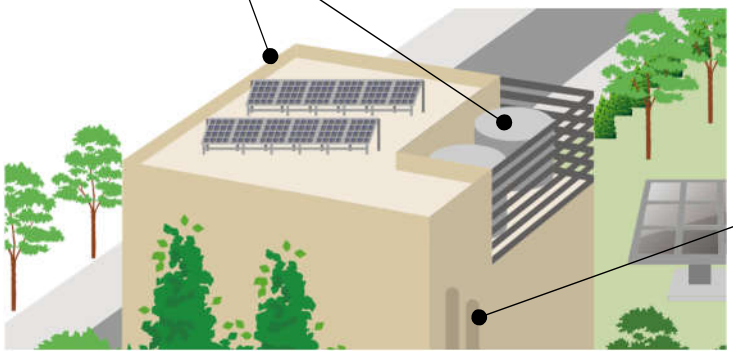

○エアコンの室外機や外付け階段、配管等の設備は、建築物本体と一体的に感じられるデザインとする
これが困難な場合は目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮する

③ 外構 駐車場・屋外付属設備等、外柵や塀、門柱・門扉、緑化等 ④ 照明設備 ⑤ 屋外広告物

○駐車場やごみ集積所等の屋外付属施設は、公共空間から見えにくい位置に設置する

○外柵や塀は、建築物本体や周辺の集落と調和するよう配慮する

○広告物は、建物と一体感を持たせるデザインとする

○道路等の公共空間に面した箇所は、積極的に緑化する

○過剰な演出照明をできる限り避ける

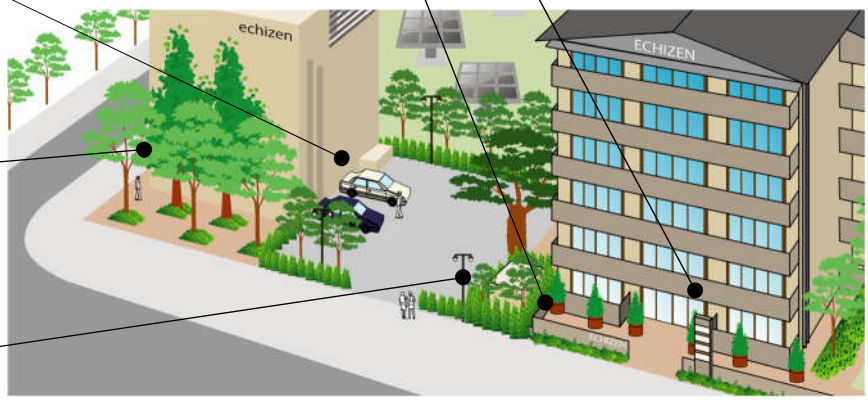

越前町の美しい景観まちづくりにご協力ください

景観まちづくりの推進

－住民・事業者・専門家・行政の連携と協働－

景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであり、越前町に暮らす人々全てが景観まちづくりの担い手であることから、景観まちづくりを進めるにあたっては、住民や事業者と行政が協働し、役割を分担して取り組むことが重要です。さらにきめ細やかな取組を目指すため、専門家の協力を求めます。

【景観まちづくりの推進体制】

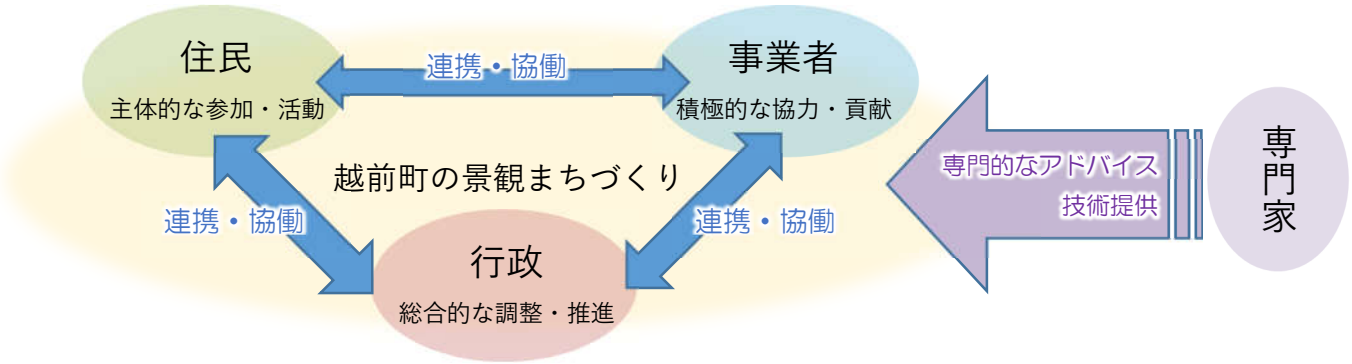

※詳しくは、『越前町景観計画』及び『越前町景観計画ガイドライン』をご確認ください。

越前町景観計画のあらまし

令和　２年４月１日

定住促進課
〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1
TEL：0778-34-8727／FAX：0778-34-1236